

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料軽減特例の見直しについて ～

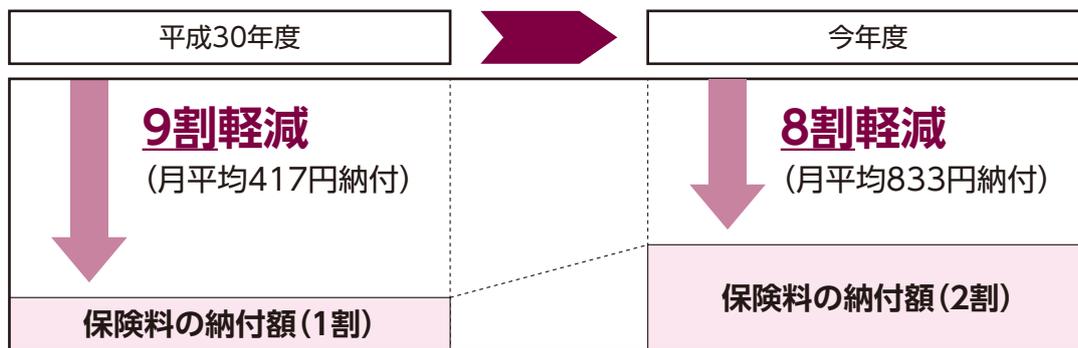
■保険料の均等割9割軽減について

保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、今年度、8割軽減に変わります。

8割軽減への変更に合わせて、介護保険料については、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化（月平均700円～142円軽減）されます。

また、所得の低い年金受給者の方へは、今年10月から、老齢年金生活者支援給付金（金額は保険料を納めた期間等により異なります）の制度が始まります。

(例)年金収入80万円以下の方



○介護保険料軽減は半年度分の軽減額を年度平均した額です。課税者が同居している場合は対象外になります。

○老齢年金生活者支援給付金（補足的な給付を含む）の場合、支給要件（65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下）を全て満たす必要があります。基本的に10、11月分を12月（年金の支払日と同日）に振り込みます。

○保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

お問い合わせ先:

○後期高齢者医療制度について

北海道後期高齢者医療広域連合(札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階) 電話:011-290-5601
役場住民生活課 税務保険グループ 電話: 5-1115

○介護保険について

役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話: 5-1115

○年金生活者支援給付金について

ねんきんダイヤル 電話:0570-05-1165

行政への苦情・要望は、行政相談委員へ

多田るみ氏が引き続き、平成31年4月1日付けで、総務大臣から委嘱されました。

年金、窓口サービス、登記、道路などの役所の仕事について、困りごとや苦情がありましたら、行政相談委員がご相談に応じます。口頭、電話、手紙で行政相談委員にお申し出ください。

総務省行政相談委員（幌延町）

氏名：多田 るみ

住所：〒098-3207 宮園町9番地2 宮園公住19号

電話：5-2855 告知端末機：5-2855

お問い合わせ先:住民生活課 生活環境グループ 電話:5-1115 告知端末機:5-8812